

6 浅農第312号  
令和7年2月18日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浅川町長 江田 文男

市町村名 (市町村コード)	浅川町 (075043)
地域名 (地域内農業集落名)	中里・根岸・松野入 (中里・根岸・松ノ入)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

水稻が地域農業の主となっているが、ほ場への用水が中里地区(朝6時～夕方6時まで)、根岸地区(夕方6時～翌朝6時まで)と時間で区切られており、用水の確保が困難である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

用水堀と用水路を改修することにより、安定した用水の確保につなげ、水稻栽培を継続する。農地の集積と集約を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72.73 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	72.73 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

現在の用水路では水量に制限があり、全体に賄えないため、側溝の改修と導入水路の構図の見直しを図る。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手を中心に集積・集約化を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

現在のところ予定なし。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

関係機関と連携して行う。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今後検討。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③担い手が減少していくことが想定されるためスマート農業で省力化を図る。

⑦耕作されない農地についても保全に努める。

⑧用水路等の老朽化が進んでいるため、改修等により維持管理を図る。